

令和 8 年 7 月 31 日
西日本高速道路株式会社

お知らせ

令和 8 年熊本地震に伴う災害ボランティア車両の 高速道路の無料措置について

令和 8 年熊本地震に伴う災害ボランティア車両の高速道路の無料措置を実施しています。
災害ボランティア車両が高速道路の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめ、「[災害ボランティア車両 高速道路通行証明書発行サイト](#)」にアクセスのうえ、必要事項を入力し「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得していただく必要があります。

1. 対象車両
災害ボランティア活動であって、熊本県内の被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両
2. 措置期間
令和8年7月31日から
※ボランティアセンターによっては募集範囲が限定されている場合がございますので、各ボランティアセンターのホームページ等で事前に最新の受付状況をご確認ください。
3. 「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」の発行及び高速道路のご利用の流れについて
 - (1)「[災害ボランティア車両 高速道路通行証明書発行サイト](#)」にアクセスのうえ、必要事項を入力し「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得
 - (2)往路の高速道路を利用し、被災地の指定IC(出口料金所)にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を係員へ提出
 - (3)ボランティア活動実施
 - (4)ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」に「活動確認」の押印を受ける
 - (5)復路の高速道路を利用し、到着地のIC(出口料金所)にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を係員へ提出※利用方法イメージは別紙「災害ボランティア車両高速道路通行証明書の利用方法」を参照
4. ご利用時の注意点
 - ・無料措置の適用を受けようとする車両は、「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を携帯したうえで走行してください。
 - ・ETCはご利用いただけません。(料金所通行時にはETCカードを車載器から抜いて一般レーン等をご利用ください。)
 - ・入口料金所では通行券をお取りください。※「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」は、交付目的による利用以外には使用できません。

【別紙】

災害ボランティア車両高速道路通行証明書の利用方法

①各道路会社等HPにある

「災害ボランティア車両高速道路通行証明書発行システム」の入力フォームから必要事項を入力し、発行された証明書を利用者自ら印刷します。



②高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて

係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示
(走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、
顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける)



③ボランティア活動実施



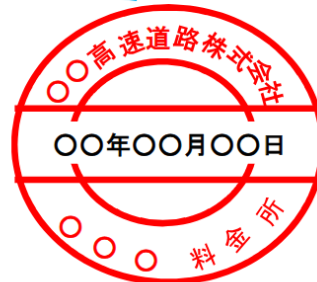
④ボランティア活動終了時、ボランティアセンターや
社会福祉協議会でボランティア活動確認印の押印及び
活動確認日の記入を受ける



⑤高速道路を利用(復路)、到着地(最終出口)のICにて

係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示
(走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、
顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける)

災害ボランティア車両高速
道路通行証明書(往路用)



料金所通過確認印

災害ボランティア車両高速
道路通行証明書(復路用)

活動確認

〇〇ボランティアセンター
又は
〇〇社会福祉協議会
〇〇年〇〇月〇〇日

ボランティア活動確認印